

積立式定期預金規定の改定について

2020年11月24日（火）、タブレット積立式定期預金の受付開始に伴い、積立式定期預金規定を以下の通り改定いたします。

積立式定期預金規定改定箇所

改定後	改定前
<p>7.（預金の解約、書替継続）</p> <p>（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。</p> <p>（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。</p> <p><u>但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび積立式定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、積立式定期預金の口座番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。</u></p> <p><u>この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。（法人名義の預金は除く）</u></p>	<p>7.（預金の解約、書替継続）</p> <p>（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。</p> <p>（2）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。</p>